

## いじめ防止対策推進法の施行の前後におけるいじめの状況等の変化

(「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等による。単位を示したものの以外の数値は、全て%である。)

①いじめ認知件数等	H24	H25	H26
いじめ認知件数	198,109件	185,803件	188,072件
児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数	14.3件	13.4件	13.7件
いじめを認知した学校の割合	57.3	51.8	56.5

②いじめの重大事態(平成25年度は法が施行された25年9月28日以降の集計)	H24	H25	H26
重大事態発生件数		179件	449件
1号重大事態(生命、心身、財産に重大な被害)		75件	92件
2号重大事態(不登校)		122件	385件

③自殺した児童生徒が置かれていた状況	H24	H25	H26
「いじめの問題」があった児童生徒	6件	9件	5件

※平成25年度の件数のうち、法施行日(9月28日)以降の件数は3件

④いじめ発見のきっかけ	H24	H25	H26
学校の教職員等が発見	69.2	68.1	66.0
学校の教職員以外からの情報により発見	30.8	31.9	34.0

⑤いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法(複数回答可)		H24	H25	H26
法16条1項	アンケート調査の実施	95.2	95.5	97.0
	個別面談の実施	82.2	83.4	86.8
	「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	53.1	53.4	53.9
	家庭訪問	56.0	57.6	59.9

⑥いじめの態様(複数回答可)	H24	H25	H26
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	64.3	64.4	64.5
仲間はずれ、集団による無視をされる。	21.3	20.2	19.1
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	21.4	23.3	22.2
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	8.4	7.9	7.5
金品をたかられる。	3.1	2.6	2.1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	8.6	8.1	7.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	8.7	8.4	7.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	4.0	4.7	4.2
その他	4.0	4.5	4.4

⑦いじめられた児童生徒の相談の状況(複数回答可)	H24	H25	H26
学級担任に相談	72.8	72.8	73.6
学級担任以外の教職員に相談(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	11.0	10.0	9.8
養護教諭に相談	5.4	4.5	4.2
スクールカウンセラー等の相談員に相談	3.6	3.1	3.1
学校以外の相談機関に相談(電話相談やメール等も含む)	1.4	0.9	0.9
保護者や家族等に相談	28.7	25.1	27.2
友人に相談	14.1	8.8	9.1
その他(地域の人など)	0.7	0.8	0.8
いじめられた児童生徒のうち誰にも相談していない割合	10.6	9.0	7.9

	⑧学校におけるいじめの問題に対する日常の取組(複数回答可)	H24	H25	H26
法18条2項	職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	94.1	94.5	95.5
法18条2項	いじめの問題に関する校内研修を実施した。	68.8	70.3	71.3
法15条1項	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	85.6	85.9	87.1
法15条2項	児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	59.1	62.0	66.8
法16条3項	スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	59.6	64.4	68.2
	いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	68.7	78.1	84.6
	教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	37.5	40.0	46.3
法15条2項	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	31.2	37.2	62.1
	PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	21.5	25.9	33.1
	いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	15.2	19.2	22.9

	⑨いじめ防止対策推進法への対応状況	H24	H25	H26
法13条	学校いじめ防止基本方針の策定状況			99.2 ※1
法22条	いじめの防止等の対策のための組織を設置した学校			99.4 ※1
法12条	地方いじめ防止基本方針の策定状況(都道府県)		74.5 35道府県	97.9 46都道府県 ※1
法12条	地方いじめ防止基本方針の策定状況(市区町村)		23.7	63.0
法14条1項	法第14条第1項の「いじめ問題対策連絡協議会」(都道府県)		27.7 13道府県	44.7 21都道府県
	法第14条第1項の「いじめ問題対策連絡協議会」又は法の趣旨を踏まえた会議体を設置(都道府県)		68.1 32道府県	97.9 46都道府県 ※2
	法第14条第1項の「いじめ問題対策連絡協議会」(市区町村)		4.2	23.1
	法第14条第1項の「いじめ問題対策連絡協議会」又は法の趣旨を踏まえた会議体を設置(市区町村)		17.5	51.0
法14条3項	重大事態の調査を行う教育委員会の附属機関(都道府県)		42.6 20道府県	70.2 33都道府県
	重大事態の調査を行う教育委員会の附属機関(市区町村)		6.5	34.4
法30条2項等	地方公共団体の長の附属機関(再調査)(都道府県)		46.8 22道府県	83.0 39都道府県

※1 平成27年度末で全て100%となっている。

※2 平成28年6月28日現在で100%となっている。